

令和 6 年度

石川県珠洲市予算書

令和 6 年 3 月

目 次

議案第1号	令和6年度	珠 洲 市 一 般 会 計 予 算	……	1
議案第2号	令和6年度	珠 洲 市 国 民 健 康 保 険 特 別 会 計 予 算	……	11
議案第3号	令和6年度	珠 洲 市 介 護 保 険 特 別 会 計 予 算	……	15
議案第4号	令和6年度	珠 洲 市 後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算	……	19
議案第5号	令和6年度	珠 洲 市 賃 貸 住 宅 事 業 特 別 会 計 予 算	……	23
議案第6号	令和6年度	珠 洲 市 病 院 事 業 会 計 予 算	……	25
議案第7号	令和6年度	珠 洲 市 水 道 事 業 会 計 予 算	……	29
議案第8号	令和6年度	珠 洲 市 下 水 道 事 業 会 計 予 算	……	31

一 般 会 計

令和6年度珠洲市一般会計予算

令和6年度珠洲市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,805,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和6年3月11日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		1,246,969
	1 市民税	544,135
	2 固定資産税	512,982
	3 軽自動車税	52,449
	4 市たばこ税	98,496
	5 入湯税	4,164
	6 都市計画税	34,743
2 地方譲与税		140,000
	1 地方揮発油譲与税	27,000
	2 自動車重量譲与税	82,000
	3 森林環境譲与税	31,000
3 利子割交付金		450
	1 利子割交付金	450
4 配当割交付金		5,000
	1 配当割交付金	5,000
5 株式等譲渡所得割交付金		5,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,000
6 法人事業税交付金		28,000
	1 法人事業税交付金	28,000
7 地方消費税交付金		320,000
	1 地方消費税交付金	320,000

(単位：千円)

款	項	金額
8 環境性能割交付金		15,000
	1 環境性能割交付金	15,000
9 地方特例交付金		3,600
	1 地方特例交付金	3,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地 方税減収補填特別交付金	600
10 地方交付税		6,552,912
	1 地方交付税	6,552,912
11 交通安全対策特別交付金		1,353
	1 交通安全対策特別交付金	1,353
12 分担金及び負担金		21,399
	1 分担金	27
	2 負担金	21,372
13 使用料及び手数料		90,443
	1 使用料	53,479
	2 手数料	36,964
14 国庫支出金		8,829,520
	1 国庫負担金	404,857
	2 国庫補助金	8,421,842
	3 委託金	2,821
15 県支出金		2,930,528

(単位：千円)

款	項	金額
	1 県負担金	2,472,875
	2 県補助金	423,715
	3 委託金	33,938
16 財産収入		7,438
	1 財産運用収入	7,338
	2 財産売払収入	100
17 寄附金		200,000
	1 寄附金	200,000
18 繰入金		1,057,134
	1 基金繰入金	1,052,894
	2 特別会計繰入金	4,240
19 繰越金		1
	1 繰越金	1
20 諸収入		89,953
	1 延滞金、加算金及び過料	302
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	6,173
	4 雑入	83,477
21 市債		8,260,300
	1 市債	8,260,300
歳 入 合 計		29,805,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		135,173
	1 議会費	135,173
2 総務費		1,860,217
	1 総務管理費	1,626,546
	2 徴税費	113,768
	3 戸籍住民基本台帳費	74,335
	4 選挙費	7,196
	5 統計調査費	13,236
	6 監査委員費	25,136
3 民生費		5,132,322
	1 社会福祉費	1,547,630
	2 児童福祉費	587,658
	3 生活保護費	159,684
	4 生活困窮自立支援費	4,188
	5 災害救助費	2,833,162
4 衛生費		18,156,273
	1 保健衛生費	253,776
	2 清掃費	1,265,727
	3 水道費	180,981
	4 病院費	648,789
	5 災害ごみ処理費	15,807,000

(単位：千円)

款	項	金額
5 労働費		22,799
	1 労働諸費	22,799
6 農林水産業費		288,269
	1 農業費	181,164
	2 林業費	85,160
	3 水産業費	16,670
	4 漁港費	5,275
7 商工費		321,050
	1 商工費	321,050
8 土木費		745,449
	1 土木管理費	75,399
	2 道路橋りょう費	205,725
	3 河川海岸費	4,273
	4 港湾費	153
	5 都市計画費	433,490
	6 住宅費	22,409
	7 急傾斜地対策費	4,000
9 消防費		627,369
	1 消防費	627,369
10 教育費		811,360
	1 教育総務費	126,088

(単位：千円)

款	項	金額
	2 小学校費	184,282
	3 中学校費	134,970
	4 社会教育費	172,625
	5 保健体育費	193,395
11 災害復旧費		11,000
	1 公共土木施設災害復旧費	4,000
	2 農林水産施設災害復旧費	7,000
12 公債費		1,493,719
	1 公債費	1,493,719
13 予備費		200,000
	1 予備費	200,000
歳 出 合 計		29,805,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
戸籍システム標準化・共通化に係るシステム改修業務	令和7年度	10,054
令和9年度評価替えに伴う固定資産評価支援業務	令和7年度～令和8年度	9,613

第3表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
バス路線維持対策事業費 (過疎債ソフト分)	3,000	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
わくわく広場管理費 (過疎債ソフト分)	5,200			
滞在交流施設日置管理費 (過疎債ソフト分)	4,300			
市営無料バス運行事業費 (過疎債ソフト分)	59,000			
飲用井戸等整備事業 (過疎債ソフト分)	10,000			
災害対策債	7,903,500			

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(社) シルバー人材センター事業費 (過疎債ソフト分)	7,000	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、市財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
観光施設維持管理費 (過疎債ソフト分)	15,900			
観光施設指定管理委託事業費 (過疎債ソフト分)	14,200			
観光推進事業費補助金 (過疎債ソフト分)	2,000			
各種商工振興事業費 (過疎債ソフト分)	7,100			
奥能登広域圏事務組合負担金 (消防総務費)	56,800			
災害援護資金貸付事業費	35,000			
高等学校通学費助成事業費 (過疎債ソフト分)	1,500			
臨時財政対策債	14,500			
令和6年災害復旧事業費(集会所)	10,000			
歳入欠かん債	111,300			

国民健康保険特別会計

令和 6 年度珠洲市国民健康保険特別会計予算

令和 6 年度珠洲市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 7 6 9, 9 6 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 1 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 3 月 1 1 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険税		144,623
	1 国民健康保険税	144,623
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 県支出金		1,411,938
	1 県補助金	1,411,938
4 財産収入		178
	1 財産運用収入	178
5 繰入金		212,917
	1 繰入金	212,917
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		298
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 雑入	296
歳入合計		1,769,965

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		42,344
	1 総務管理費	26,901
	2 徴税費	15,262
	3 運営協議会費	181
2 保険給付費		1,316,230
	1 療養諸費	1,116,746
	2 高額療養費	192,200
	3 移送費	261
	4 出産育児諸費	5,003
	5 葬祭諸費	2,000
	6 結核諸費	20
3 国民健康保険事業費納付金		350,868
	1 医療給付費分	227,340
	2 後期高齢者支援金等分	92,313
	3 介護給付金分	31,215
4 保健事業費		43,617
	1 特定健康診査等事業費	16,293
	2 保健事業費	27,324
5 基金積立金		179
	1 基金積立金	179
6 公債費		10

(単位：千円)

款	項	金額
	1 公債費	10
7 諸支出金		15,717
	1 償還金及び還付加算金	4,501
	2 繰出金	11,216
8 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
△共同事業拠出金		—
	△共同事業拠出金	—
	歳 出 合 計	1,769,965

介 護 保 険 特 別 会 計

令和 6 年度珠洲市介護保険特別会計予算

令和 6 年度珠洲市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 8 1 3, 0 0 8 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、8 0, 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 6 年 3 月 1 1 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		326,058
	1 介護保険料	326,058
2 使用料及び手数料		5
	1 手数料	5
3 国庫支出金		865,138
	1 国庫負担金	461,136
	2 国庫補助金	404,002
4 支払基金交付金		733,456
	1 支払基金交付金	733,456
5 県支出金		416,718
	1 県負担金	396,370
	2 県補助金	20,348
6 財産収入		3
	1 財産運用収入	3
7 繰入金		470,946
	1 一般会計繰入金	423,378
	2 基金繰入金	47,568
8 繰越金		1
	1 繰越金	1

(単位：千円)

款	項	金額
9 諸収入		683
	1 延滞金、加算金及び過料	6
	2 雑入	677
歳 入 合 計		2,813,008

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		39,739
	1 総務管理費	24,452
	2 徴収費	450
	3 介護認定審査会費	14,837
2 保険給付費		2,772,359
	1 介護サービス及び介護予防サービス等諸費	2,636,960
	2 その他諸費	1,517
	3 地域支援事業費	133,882
3 基金積立金		4
	1 基金積立金	4
4 諸支出金		806
	1 償還金及び還付加算金	806
5 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		2,813,008

後期高齢者医療特別会計

令和6年度珠洲市後期高齢者医療特別会計予算

令和6年度珠洲市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ277,869千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和6年3月11日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		144,808
	1 後期高齢者医療保険料	144,808
2 使用料及び手数料		10
	1 手数料	10
3 繰入金		116,685
	1 繰入金	116,685
4 諸収入		16,366
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑入	16,365
歳入合計		277,869

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		8,368
	1 総務管理費	7,291
	2 徴収費	1,077
2 分担金及び負担金		252,128
	1 負担金	252,128
3 後期高齢者健康診査		16,373
	1 後期高齢者健康診査	16,373
4 諸支出金		900
	1 償還金及び還付加算金	900
5 予備費		100
	1 予備費	100
歳 出 合 計		277,869

賃貸住宅事業特別会計

令和 6 年度珠洲市賃貸住宅事業特別会計予算

令和 6 年度珠洲市の賃貸住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,920 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 6 年 3 月 11 日提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 住宅使用料		25,917
	1 住宅使用料	25,917
2 財産収入		3
	1 財産運用収入	3
歳入合計		25,920

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 住宅管理費		24,100
	1 住宅管理費	24,100
2 基金積立金		1,820
	1 基金積立金	1,820
歳出合計		25,920

病 院 事 業 会 計

令和6年度珠洲市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度珠洲市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区 分	病 院 事 業	診 療 所 事 業
(1) 病 床 数		
一 般 病 床	156 床	— 床
結 核 病 床	7 床	— 床
計	163 床	— 床
(2) 年 間 患 者 数		
入 院 患 者 数	21,900 人	— 人
外 来 患 者 数	72,900 人	155 人
(3) 一 日 平 均 患 者 数		
入 院 患 者 数	60 人	— 人
外 来 患 者 数	300 人	3 人
(4) 診 療 実 日 数		
入 院	365 日	— 日
外 来	243 日	49 日
(5) 主 な 建 設 改 良 事 業		
営 業 設 備 費	74,837 千円	— 千円
院 内 設 備 更 新 費	242,134 千円	— 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	病 院 事 業 収 益	2,689,500 千円
第1項	医 業 収 益	2,197,467 千円
第2項	医 業 外 収 益	492,031 千円
第3項	特 別 利 益	2 千円
第2款	診 療 所 事 業 収 益	1,964 千円
第1項	大 谷 診 療 所 医 業 収 益	1,845 千円
第2項	大 谷 診 療 所 医 業 外 収 益	118 千円
第3項	大 谷 診 療 所 特 別 利 益	1 千円
支 出		
第1款	病 院 事 業 費 用	3,484,449 千円
第1項	医 業 費 用	3,352,908 千円
第2項	医 業 外 費 用	131,540 千円
第3項	特 別 損 失	1 千円

第2款	診療所事業費用	3,109 千円
第1項	大谷診療所医業費用	3,082 千円
第2項	大谷診療所医業外費用	26 千円
第3項	大谷診療所特別損失	1 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額188,203千円は、過年度分損益勘定留保資金188,203千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	病院事業資本的収入	670,599 千円
第1項	企業債	316,800 千円
第2項	他会計負担金	353,799 千円
支 出		
第1款	病院事業資本的支出	858,802 千円
第1項	建設改良費	316,971 千円
第2項	企業債償還金	539,431 千円
第3項	投資	2,400 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療器械整備事業	74,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
院内設事業	242,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 1,614,879 千円 |
| (2) 交際費 | 500 千円 |

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、83,455千円である。

また、国保会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6,974千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、815,033千円と定める。

令和6年3月11日 提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

水道事業会計

令和6年度珠洲市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度珠洲市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 件 数	6,384 件
(2) 年 間 総 給 水 量	596,627 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	1,635 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
上 水 道 改 良 事 業	319,409 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款	上 水 道 事 業 収 益	408,810 千円
第1項	上 水 道 営 業 収 益	221,495 千円
第2項	上 水 道 営 業 外 収 益	187,315 千円
支 出		
第1款	上 水 道 事 業 費 用	578,750 千円
第1項	上 水 道 営 業 費 用	553,617 千円
第2項	上 水 道 営 業 外 費 用	25,133 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額478,878千円は、過年度分損益勘定留保資金478,878千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款	上 水 道 事 業 資 本 的 収 入	67,799 千円
第1項	出 資 金	51,934 千円
第2項	他 会 計 負 担 金	8,965 千円
第3項	工 事 負 担 金	6,900 千円

支 出		
第1款	上水道事業資本的支出	546,677 千円
第1項	上水道建設改良費	340,518 千円
第2項	企業債償還金	206,159 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
珠洲市宝立浄水場宿直業務	令和7年度～令和8年度	12,026

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 76,544 千円

(他会計からの補助金)

第7条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、115,879千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、22,334千円と定める。

令和6年3月11日 提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕

下水道事業会計

令和6年度珠洲市下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和6年度珠洲市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処 理 戸 数	3,164 戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	364,760 m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	999 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
浄化槽設置推進事業	24,000 千円
災害復旧費	508,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第1款 下水道事業収益		774,443 千円
第1項 営業収益		131,520 千円
第2項 営業外収益		642,923 千円
支 出		
第1款 下水道事業費用		774,443 千円
第1項 営業費用		726,046 千円
第2項 営業外費用		48,397 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額241,690千円は、当年度分損益勘定留保資金241,690千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第1款 資本的収入		838,087 千円
第1項 企業債		401,900 千円
第2項 他会計出資金		15,958 千円
第3項 国庫補助金		415,748 千円
第4項 負担金等		4,481 千円

支 出		
第1款 資本的支出		1,079,777 千円
第1項 建設改良費		541,921 千円
第2項 企業債償還金		537,856 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
珠洲市生活污水处理等施設運転管理業務	令和7年度～令和8年度	296,864

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建設改良債	10,100	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融資条件による。 ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
資本費債 平準化債	290,200			
災害復旧債	101,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職 員 給 与 費 21,374 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、403,825千円である。

令和6年3月11日 提出

珠洲市長 泉谷 満寿裕